「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
千年の草原の継承と創造的活用総合特区	26216	一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準（事業用自動車の最低車両数の緩和）	道路運送法（昭和26年法律第183号。）の規定に係る一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準の特例措置	観光消費や食料生産基盤の確保	1回目	国土交通省	国土交通省自動車局旅客課	道路運送法第4条第1項	E	－	－	道路運送法第4条第1項 同法第6条	貸切バス事業において安全性を確保するためには、運行・整備の管理運営体制及び休憩施設等を確保することが不可欠ですが、車両1台のみによる収益では、現実に必要となる安全のためのコスト等を賄えないため、事業許可においては、一定の規模（車両数）を求めています。 なお、今回の要望については、地域の他の事業者に協力を得ることで対応可能と考えられます。	d	バス事業の許可基準の特例については、提案事項等に対する関係省庁の見解に基づき、地域のバス事業者の協力を仰ぐことによって対応可能であることから、地元関係者をはじめ、指定自治体間で十分に調整し、事業実施を図る。 また、今回の提案事項に関連するタクシー事業の特例について、特区側において九州運輸局に個別相談を予定しており、提案実現について再検討を行ったうえで、必要に応じて協議を検討したい。	提案の実現に向けて、自治体はまずは地域のバス事業者の協力を仰ぐべきという見解を得ることができたため、一旦協議を終了する。なお、国土交通省は適宜自治体の相談に乗ることとし、仮に自治体の取組が実現できないおそれがあることが判明した場合などで、自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこと。	ⅴ
					2回目												